

2020年3月23日

高齢者住まい事業者団体連合会

公益社団法人全国有料老人ホーム協会
一般社団法人全国介護付きホーム協会
一般社団法人高齢者住宅協会

高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度の創設について

有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の事業者団体に構成する高齢者住まい事業者団体連合会（高住連）は、2020年6月から「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」を創設します。

都市部を中心に、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅が増加する中、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の相談・情報提供事業を行う事業者（高齢者向け住まい紹介事業者）が拡大しています。高住連は、令和元年度老人保健健康増進等事業「高齢者向け住まい等の紹介の在り方に関する調査研究事業」でのご議論を踏まえ、高齢者向け住まい紹介事業者の運営の透明性と質の向上を目指して、このたび、「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」を創設することとしました。

高住連は、すべての高齢者向け住まい紹介事業者に届け出いただくことで、高齢者向け住まい運営事業者と高齢者向け住まい紹介事業者が協力して、入居検討者の心身の状況や希望に沿って、その方にとってのふさわしい住まいや暮らし方を公正・誠実に提案し、ベストマッチが実現されることを目指してまいります。

[お問合せ] 高齢者住まい事業者団体連合会（高住連） TEL:03-3548-1130 E-mail:koujuren@gmail.com
東京都中央区日本橋3丁目5番14号アイ・アンド・イー日本橋ビル7階
公益社団法人全国有料老人ホーム協会内

【高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度の概要】

1. 目的

本制度は、入居検討者やその家族、ケアマネジャーや退院支援の相談員等にとって、高齢者向け住まいの相談先の参考となるよう、高齢者向け住まい紹介事業を行う事業者（紹介事業者）の一覧を公表するとともに、紹介事業者の相談・紹介の質を高めることを目的とする。なお、あくまで届出された事業者を公表しているのみで、高住連が推奨するものではない。

2. 届出公表制度

紹介事業者は、高齢者住まい事業者団体連合会（高住連）に4に規定する項目について届出をする。届出事項に変更があった場合には、変更事項を通知する。高住連は、届出があった紹介事業者を公表するとともに、その構成団体および厚生労働省に報告する。

なお、3に規定する項目が遵守されない場合、届出項目に虚偽が判明した場合、高住連は、公表を取り消す場合がある。

3. 届出にあたっての遵守項目

紹介事業者は、行動指針と以下の6項目を遵守することとする。

＜行動指針＞

高齢者向け住まいの相談・紹介にあたっては、入居検討者の心身の状況や希望に沿って、その方にとってのふさわしい住まいや暮らし方を公正・誠実に提案し、利用者にとってのベストマッチが実現されることを目指す。

＜遵守項目＞

- (1) 紹介事業者は、入居検討者に対し、地域の高齢者向け住まいの一部から紹介している場合には、その旨(すべての高齢者向け住まいから紹介しているわけではないこと)を説明する。
- (2) 紹介事業者は、高齢者向け住まいと、紹介手数料の支払いルール(紹介案件の有効期間、短期契約終了時の手数料返金、複数の紹介事業者からの紹介重複時の取り扱い)を明確にする。
- (3) 紹介事業者は、個人情報保護の指針を定め、個人情報保護の取組みを行う。
- (4) 紹介事業者は、苦情が発生した場合に、その解決に努める。
- (5) 紹介事業者は、介護保険法その他の法令を遵守する。
- (6) 紹介事業者は、反社会的勢力でないことを表明する。

4. 届出・公表項目

紹介事業者は、高住連に対し次の項目を連絡し、高住連は、これらの項目を公表する。

(1) 法人情報

- ①法人名 ②運営上の呼称 ③代表者名 ④住所 ⑤電話番号 ⑥FAX番号
- ⑦代表メールアドレス ⑧事業所数 ⑨従業員数 ⑩相談員数 ⑪事業開始年月日
- ⑫HPアドレス ⑬紹介可能エリア ⑭取引者数(運営会社) ⑮取引ホーム数
- ⑯中心となる相談方法 ⑰〈対面系〉成約実績数(前年度)⑱〈WEB系〉ユニークユーザー数(前年度)

(2) 営業所情報

- ①法人名 ②運営上の呼称 ③事業所名 ④責任者氏名 ⑤住所 ⑥電話番号 ⑦FAX番号
- ⑧代表メールアドレス ⑨従業員数 ⑩相談員数 ⑪事業開始年月日 ⑫紹介可能エリア
- ⑬〈対面系〉成約実績数(前年度)

5. 届出(更新)費用

高住連は、届出公表制度の運用費用に充てるため、紹介事業者から届出(更新)費用 1 万円を徴収する。2020 年度は、2020 年 7 月 31 日までに届出した場合は無料とする。

6. 研修

高住連及びその構成団体は、紹介事業者に対して、高齢者向け住まいの理解が深まるよう、研修等の機会を提供する。紹介事業者は、当該研修等を受けるよう努める。

7. 紹介事業の在り方の研究

高住連は、その構成団体及び届出があった紹介事業者とともに、高齢者向け住まい紹介事業の在り方について継続的に研究を行い、本制度を見直す。

8. 運営

本制度は、高住連が運営する。運営にあたっては、厚生労働省、高住連の構成団体及び届出があった紹介事業者等の意見を聞く。

現時点のスケジュール(予定)

- 2020 年 5 月下旬 説明会開催(東京・大阪)
- 2020 年 6 月 1 日(月) 届出受付開始
- 2020 年 7 月 31 日(金) 届出締切
- 2020 年 10 月 1 日(木) 届出済み紹介事業者公表